

2024年9月26日

報道機関各社御中

本日の逗子海岸米兵連続傷害事件の判決に対する被害者4名弁護団のコメント

被害者4名代理人 弁護士 呉 東 正 彦

令和4年7月9日夜、逗子海岸で発生した米兵による4名の被害者に対する連続傷害事件についての、被告人クリーガー・ダニエルに対する傷害被告事件について、検察官は、懲役2年6月の求刑をし、弁護人は飲酒酩酊等のため責任能力がないとして無罪を主張していたところ、本日、横浜地方裁判所横須賀支部（片多 康裁判長）は、被告人に対し、懲役 **2年4** 月、執行猶予 **4** 年の有罪判決を言い渡した。

被告人の飲酒酩酊等のため責任能力がないとの主張を排斥して傷害罪の有罪判決を言い渡した点では評価できるが、本件被害の重大性、悪質性、被告人に真摯な反省や被害者への謝罪が見られないにも係わらず、刑の執行を猶予する判決をしたことは、極めて遺憾である。即ち、被告人は現在は基地の中に軟禁状態であるものが外出自由となって、同様の事件を起こす可能性は極めて高く、被害者たちも被告人から再度攻撃されるという恐怖に怯えて生活しなければならない。また被告人一家は日本を離れるおそれも大きく、被害者らが賠償請求をし、支払を受けることが極めて困難となってしまう。

被害者4名は、今も本件事件による後遺症と、PTSDに悩まされ、被告人からは謝罪も賠償もなされていない。被告人は速やかに被害者4名に謝罪して、その被った全ての損害を賠償することを強く求める。

また折しも、沖縄県では、米兵による性犯罪事件と事件隠しが行われ、今年5月には同じ逗子市内で米兵による当て逃げ事件、9月18日には横須賀基地のすぐ近くで米兵による死亡事故が発生しているのにいずれも、米兵は逮捕されていない。本件でも米兵が逗子警察署に連行されながら逮捕されなかったことが刑事裁判の長期化の原因となっていることを踏まえ国民の安全、安心のため、米兵犯罪の防止、日本の刑事手続の米兵への平等、厳格な適用及び日米地位協定の改定を強く求める。